

# 令和7年度木更津市社会教育委員会議第3回定例会 会議録

1 会議名 令和7年度木更津市社会教育委員会議第3回定例会

2 開催日時 令和8年1月7日(水)午後2時00分～4時00分

3 開催場所 木更津市立中央公民館 多目的ホール

4 出席者名

委員：白石和義、石村比呂美、伊藤素子、鈴木希実、水島享子、川名達也、佐久間智之、原田拓、瓦林恵里佳、近藤直弘、鶴岡俊之、鎌田節子、佐藤優希、内田慎一郎、三好主晃(15名)

事務局：廣部昌弘教育長、曾田智生教育部長、水越学教育部次長兼文化課長、

鈴木玲子生涯学習課長、堀田かおり係長、石川浩美主査(6名)

説明のため出席：北村晴美図書館長、松本明子郷土博物館金のすず館長、

山下理中央公民館長

## 5 協議事項

(1)各種審議会・協議会報告

(2)地域交流センターの貸し出し運用について

(3)各課・機関から、今年度の活動状況と今後の課題について

(4)その他

①子どもまつりの報告について

②君津地区社会教育推進大会の案内について

③税を考える作文の文部科学大臣表彰について

6 会議の公開・非公開の別及び傍聴人の数 公開・傍聴人3名

## 7 資 料

令和7年度社会教育委員会議第3回定例会資料

地域交流センター 利用の手引き(案)

令和7年度木更津市社会教育委員会議第3回定例会 各課・機関資料

## 8 会議の内容

事務局 ただいまより令和7年度木更津市社会教育委員会議第3回定例会を開催いたします。本日は委員18名中15名の出席があり、欠席は3名であります。従いまして木更津市社会教育委員会議運営規則第3条第2項の規定により、委員の2分の1以上の出席がございますので会議は成立しております。なお本会議は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例により公開されております。本日の傍聴人は3名です。以上報告いたします。

初めに白石議長からご挨拶をいただきます。

白石議長 皆さん、明けましておめでとうございます。昨年は公民館の話や、吾妻公園文化

芸術施設をよりよくするために皆さんの忌憚ないご意見をいただき、本当にありがとうございました。

今年は暖冬かと思ったら、急に寒い日々が続くようになりました。正月はいい天気になり、初日の出も拝めたことだと思います。コロナやインフルエンザは下火になっておりますが、まだ寒い日が続きますので、皆さん健康に留意していただいて、今年もご活躍いただければと思います。

さて、木更津市は1月5日に朝日庁舎が新しくなり、今日私も行ってみました。各階ともパーテーション等がなく、各課の境目がわからないような雰囲気でしたが、入口に案内の人人がいましたので、皆さんも実際にに行っていただければと思います。今日は新しい朝日庁舎の会議室は使えなかったので、次回は使えることを望みます。

さて、4月1日から公民館が地域交流センターへと変わります。また後程、お話があるかと思います。

また、吾妻公園文化芸術施設は令和10年度中に完成予定ということで、私たちができることややって欲しいこと等、忌憚ない意見をいただいて、よりよい木更津市にしたいと思います。

簡単ではございますが、新年の挨拶としたいと思います。

事務局

廣部教育長

ありがとうございました。続きまして、廣部教育長よりご挨拶を申し上げます。

明けましておめでとうございます。教育委員会として、今年は3つのことを考えております。1つ目は学校教育のアップデートです。私がかねてから、問題視をしていた一斉授業をなくし、最適な学びへの移行を考えております。今は準備中なので、あまり具体的には言えませんが、同じ年の子どもが毎年一緒に進んでいく形が、いじめや不登校等の様々な問題に繋がっていることもあるため、学年を超えたクラス編成を考えております。文部科学省が募集している先取り研究校に応募し、富来田小学校で実験的に4月から始める準備を進めています。私は3年前から広島県や長野県に行き、先進校の視察をして参りました。また、子ども達に晴れの舞台をいっぱい作ってあげたいと思っています。子ども達が自信をつけたり、自己肯定感を高めるためには、やはり体験学習の中で認められたり、スターになれた経験が非常に大きいと思いましたので、この2つを柱に、学校教育のアップデートを行いたいと思います。

2つ目は生涯学習のブラッシュアップです。3年前に市民カレッジを3コースにしてから、受講する方が非常に増えてきています。様子を拝見していると、学習意欲の高い年配の方が増えていることを感じております。先ほど議長からもございましたけども、4月から公民館が地域交流センターになります。生涯学習の面は教育委員会が責任を持って行なって参りますので、市内どこにいても、学びたいときに学びたいことが学べるようなシステムが必要なのだろうと思います。地域交流セン

ターになったことによって、より様々な活動がやりやすくなつくるように取り組んでまいります。

3つ目は、地域と学校との繋がりをもう一段ステップアップしていくことです。地域の繋がりの希薄化は様々な問題に結びついているため、学校と地域の繋がりを学校から働きかけていき、地域交流センターを使って活動することで、地域自体の繋がりを再構築していくことを目標にしています。

さて、先ほど議長からもございましたけども、一昨日から新庁舎になりました。教育長室には窓がつきませんでしたので、奥の方の窓のない暗い部屋におりますが、前よりは少し入りやすい感じになっておりますので、遊びに来ていただければと思います。庁舎自体は非常に明るく、暖かい環境になりましたが、私が驚いたのはフリーアドレス制です。席が決まっていないので、学校教育課などは、職員が毎日違う席に座っています。慣れるまでは多少、働きづらいのかもしれません、部を越えた連携のためには、非常に良い施設になったと思います。次回の会議はぜひ新庁舎でやらせていただければと思います。

今週末には二十歳を祝う会があります。昨年度までの3組制から変更し、午前午後の2組制としてやらせていただきます。また、昨日の新千葉新聞で広報させていただきましたが、1月31日にリバイバル成人式の開催もあります。希望者が思ったほど集まってないという実態もございますので、ぜひ、それぞれの委員さんから宣伝をしていただけだと大変ありがたいと思います。

本日の会議では地域交流センターの貸し出しの運用について、さらには、各課・各機関から事業報告とさせていただきますので、忌憚のないご意見をちょうだいできればと思います。よろしくお願ひいたします。

では、今後の進行につきましては、木更津市社会教育委員会議運営規則第2条第4項により議長にお願いいたします。

事務局

それでは協議事項に入ります。協議事項(1)「各種審議会・協議会報告について」、公民館運営審議会の鶴岡さんから報告をお願いします。

白石議長

12月19日に第3回の公民館運営審議会の定例会がございました。

鶴岡委員

皆様にもご参加いただきました公民館文化祭の視察の状況等、情報共有を行つた後、グループ討議を行いました。

公民館運営審議会というのは、公民館長の諮問機関として、今まで何回か諮問いただき、それに対して答申を上げさせていただいておりますが、今回、改めて諮問を受けております。タイトルは「地域づくりや地域交流の推進を図りながら充実した生涯学習事業や社会教育事業を実施する効果的な方法について」です。

答申の骨子として5点挙げています。1点目、社会教育・生涯学習の効果的な推進を図ること。2点目、地域づくり・地域交流の推進を図ること。3点目、地域の防災を支えていく拠点であること。4点目、情報発信力の強化を図ること。最後に

5点目、職員の資質の向上を図ること。以上を柱に、答申をまとめているところでございます。

答申をまとめるにあたって、ダイヤモンドランキングという手法で話し合いを行ないました。丸が9つ、ダイヤモンドの形に並んでいるのですが、一番上の1つの丸というものが一番大事であり、その次に大事なものを2つ選ぶという風に、どれも重要なものではあるのですが、それが特に優先順位が高いかという話し合いを行い、各班のダイヤモンドランキングを発表するという形でございました。

テーマは「地域づくりや地域交流の推進を図りながら、充実した生涯学習や社会教育事業を効果的に実施するために特に重要な要素」でした。9つの要素とは、①主催事業、②文化祭、③防災、④まちづくり協議会、⑤地域のつながり、⑥交流の場、⑦職員、⑧建物、⑨広報、でした。まずは個人の意見で、それぞれ理由と内容を発表し合いながら、最終的に各班のダイヤモンドランキングを作りました。

もちろんランキングに正解はありません。大切なことは他者の意見を聞くことによって、そういう意見もあるのだと、お互いを認め合うということです。そのグループの結論を導き出すのが非常に難しいところだったのですが、最終的に出た結果として、一番重要な要素は3グループとも「⑤地域のつながり」でした。それ以降のランキングはグループごとに意見が分かれましたが、「主催事業は大事じゃないか」という意見や、「この時代だから防災が公民館の役割としても大事なのではないか」、「文化祭も大事だ」、「まちづくり協議会も大事だ」等の意見が主に挙がった状況でございます。

大切ではないというわけではないのですが、重要度の低い要素として、「建物」「広報」でした。かねてからお話している「公民館は地域の核である」ということが皆さんのが共通したダイヤモンドランキングになったというご報告です。今回のグループ討議の内容等をもとに、答申をこれから仕上げていくところでございます。

白石議長

次に君津地方社会教育委員連絡協議会について、事務局より報告をお願いします。

事務局

12月4日に第60回千葉県社会教育振興大会があり、白石議長、水島委員とともに参加してまいりました。

白石議長

続きまして、協議事項(2)「地域交流センターの貸し出し運用について」、説明をお願いします。

事務局

#### 生涯学習課長説明

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

白石議長

「(3)利用区分による予約・利用申請期間」が「①市内」、「②営利目的」、「③市外」でそれぞれ「6ヶ月」、「3ヶ月」、「2ヶ月」という形になっています。営利目的の方が、市外の方に比べればウェルカムなのかなというところが見受けられました。

内田委員

市内の場合の6ヶ月前と、営利目的の3ヶ月前まで、3ヶ月の期間があります。

今の公民館の利用状況から見ると、この3か月の中で、予約が全て埋まってしまう可能性があるのか、或いは営利目的の方とか市外の方も利用する可能性があるのかどうかについて、聞かせていただければと思います。

事務局

今、公民館は市内も営利目的も1か月前から予約という形になっているところでですが、地域によって、予約がすぐ埋まってしまう館と、若干余裕がある館もあり、差が出てきているところではございます。

内田委員

せっかく今までと公民館と違った視点で、営利目的の団体も利用可能となつたので、1年かけて、どのような形で運用できているのかという検証をしていただきたいと思います。

伊藤委員

金田交流センターの貸館運用に則った形での地域交流センターの運用になっているという理解でいいのか教えてください。また、「7. 使用料の減免」の対象になるものについて、興味があります。身近なところだとPTA等は使用料は減免されていますが、例えばかずさジュニアオーケストラ等、非常に多い人数が毎週のように練習し、多くの部屋を必要とするときに、使用料は支払っているのでしょうか。音楽サークルのように、地域に開かれた形で文化を広めようとしている団体は、登録のようなものをすれば減免にて使用できるのか知りたいです。

事務局

運用については、金田地域交流センターの運用に準じたものとなっております。

減免については、活動内容によって判断しているところでございます。原則有料での使用となりますので、活動内容に公共性・公益性が認められれば、減免の判断がされることもございます。活動内容について、その都度判断させてもらっており、それは今後の地域交流センターも変わりません。

伊藤委員

団体が認められれば、どんな活動でも減免対象のように聞こえてしまいますが、活動内容で減免となるという理解が広がると利用者が分かりやすく、利用者も増えるのではないかと思いました。

鎌田委員

4月からは月曜日も開館になり、単純に48日増えるわけですよね。それに関し職員の勤務状況はどうなるのでしょうか。

事務局

現在、市民課業務がある公民館の職員は月曜から金曜の勤務であり、土曜と日曜は、シルバー人材センターに委託業務をお願いしております。市民課業務のない公民館については、週5日の職員勤務日を火曜から土曜で設定しておりますが、4月以降は月曜日から金曜日の勤務に戻すだけですので、出勤日が増えるというわけではございません。

ただ、光熱水費が少し増えることは見込んでおりますが、市民活動を支えていくことに焦点を当て運営していく方針としています。

鎌田委員

現在火曜から土曜の勤務をしている市民課業務のない公民館は、土日の職員は不在になるということでしょうか。

事務局

土日につきましてはシルバー人材センターに業務委託をし、運営をしておりま

す。

鎌田委員

利用料金の計算や営利目的、市外等色々な区分が出てきますが、土日に施設の利用の申請に行っても、きちんとした手続きができるのか少し不安です。

事務局

申し込みは月曜から金曜の 8 時 30 分から17時としていますので、センター長が判断できる体制としております。

川名委員

12 月だったかと思いますが、新聞の折り込みに業者のチラシが入っており、会場が金田地域交流センターでした。それに関しては何の問題もないと思いますが、例えば、もしそこでその業者とそこを利用した方でトラブルになった場合はどうするのかというのを疑問に思い、AIに聞いてみました。それが正解なのかわからないですが、自治体は通常商品の販売取引に直接介入しないということで、基本的に当事者間で解決すべき民事問題という回答でした。ただ、利用者の方々にしてみれば、「公民館も地域交流センターも市で運営していて、信用があるから私はそこに来た」というようなことを言われたりすることもあるのかと思い、質問を再度AIにしてみましたら、やはり全国的にそういう問題もあるということでした。あまりにも悪質な場合は警察が介入することもあり、基本的には消費生活センターを介して、やりとりをするというようなことになるという答えでした。

利用業者の選定に当たって、「11. ご利用の制限」等はあるのですが、もう少し業者やセミナーに関して、線引き等はあるのでしょうか。今まで他の自治体でこういったことは起こっているので、ブラックリストのようなものはあるのでしょうか。また、例えば「市は場所を提供しているだけで取引は主催者の責任です」というような、一文を予め広告媒体に記載をお願いするというのは、強制でなくても可能だつたりするものでしょうか。

事務局

現在、使用方法に若干問題がある団体については、公民館同志で情報共有はしております。また、金田交流センターも含めて、貸し出しを許可する際、特に新しい団体が初めて使うときには活動内容等詳細に聞き取りを行い貸し出しをするようにしております。常勤職員不在時のトラブルについては、業務委託している職員に連絡先を共有し、必ず正規職員や公民館長、生涯学習課に連絡を取れる体制としておりますので、その日がそのまま終わるということはありませんし、またそのあともきちんと責任を取った対応を心掛けております。また、川名委員がおっしゃられたように、文言を入れるかどうかについては参考事項として、今後検討していきたいと思っております。

三好委員

「(5)予約方法」を見ていて、「利用日の 6 日前以降の予約、またはオンラインでの予約が困難な場合は、利用を希望する交流センターの窓口へお申し込みください。」と書いてあって、窓口申請もできるということはとても親切だなと思いました。これは、利用 7 日前までの予約についても、窓口申請はできるという理解でよろしいですか。

- 事務局 その通りです。
- 三好委員 使用の際、領収書や請求書等は窓口なりデータでなり、発行されるのでしょうか。団体の場合は予算等があって、請求書や見積書も必要というケースもあるかと思います。
- 事務局 領収証はレジから出るレシートを領収書としております。請求書等も、現在会社や法人等に対して対応をしております。
- 三好委員 公共施設予約システムのQRコードを読み取り、金田地域交流センターのページから仮予約を試してみようとしたが、少し操作に戸惑いました。予約システムの説明というのは、事前にされたりするのでしょうか。今回、公民館から地域交流センターに移行し、名称や担当部署、運営形態等の変更があって、ご丁寧な説明をしてくださっている中だと思うのですが、システム面については、説明等はされるのでしょうか。
- 事務局 公共施設予約システムについては導入されて3年以上経っており、通常利用されている団体については予約の方法説明と、ID登録等もされているところです。新たに使用される団体については、その都度説明させていただきます。
- 三好委員 飲食業界や映画館等は、順番を追つていけば予約できるようになっているので、やりやすいなと思っています。慣れている人には容易で、初めて使う人には、少し手間取ったりすることもあると思いました。
- また、休館日は祝日と年末年始ということですが、職員の方々の労務の問題もあるのでしょうかが、祝日こそ使いたいという方がいた場合、今後そういうものは対応されることがあり得るのでしょうか。
- 事務局 そちらの変更につきましても、今後運用しながら検討していく部分になるかと思います。
- 近藤委員 利用区分に営利目的というものがありますが、それはどこが判断するものなのでしょうか。
- 事務局 営利目的かどうかは、申請を受けた内容によるので、各地域交流センターが判断いたします。
- 佐藤委員 「(8)利用許可通知」のところに「使用料のお支払い後、「利用許可通知書」を交付します。」とあり、その後に「11.ご利用の制限」という記載はあるのですが、不許可のことについては何も書いてありません。利用申請に対して不許可をするということが、使用料の不払い以外にあり得るのでしょうか、また、あり得るとすれば不許可基準というのはある程度決まっているのでしょうか。
- 事務局 「11.ご利用の制限」にて、記載している(1)から(9)に該当するものにつきましては、申請書が提出されても許可はいたしません。
- 佐藤委員 「11.ご利用の制限」の中に不許可についての内容が入っているという解釈ということでしょうか。そうだとすると、「利用許可を取り消し」とありますが、取り消しと

いうのは許可をした上での取り消しですから、この文言の中で不許可を含めた解釈をするというのは法的に見ると少し無理があるかなと思います。ですから、もしその趣旨であれば、不許可の場合を別で定めた上で記載したほうが法的な安全性は高いのかなと思います。また、一般的に利用者の観点からしても、文言が分かりにくいかなと思います。

基準に関連して、「7. 使用料の減免」のところも同じです。「市長が必要と認めるもの」という記載があるので、どういう理由であれば認められて、どういう場合なら認められないかということが少しありにくいかなと思いますので、例示例挙があると、利用者としてはわかりやすいのかなと思いました。また、法的にもそこの審査基準はあったほうが、適法性はより高いのかなと思った次第です。

白石議長

では佐藤委員の提案に関しては少し揉んでいただければと思います。

鈴木委員

会場の予約に関して、2団体以上が同じ日を選んできたら抽選ということかと理解しているのですが、この抽選方法はどのような形で行われているのでしょうか。

事務局

抽選につきましては、現在使用しております公共施設予約システムの中で自動的に行われるものとなっています。抽選期間中は、それぞれが予約を行いますが、その際に、すでに同じ日付の同じ時間帯に予約が入っているかどうかを見るることができます。抽選日になりますと自動抽選が行われ、結果がそれぞれ通知されます。

鈴木委員

熱量の高い団体さん等、ご納得してらっしゃるかどうか、現行の様子を教えていただければありがたいです。

事務局

抽選で落選したとしても、別の会場を検討してもらう案内も行っていますが、今現在一番困っているのは清見台附属体育館です。市内に体育館は、清見台と市民体育館しかないので、抽選が多く、困っているところです。

鈴木委員

清見台体育館は実は自分の子どももお世話になっていますので、人気の高さというのも非常にわかつておりますし、現行大きなトラブルもないということも納得いたしました。

鶴岡委員

川名委員がおっしゃったところは、私もすごく気になっています。今までの公民館運営指針と違う一番大きな要素の1つがやはり営利目的の利用が可能になるというところかと思います。先ほど話が出たように、物品の販売買い取り商談とかこういったことも入ってくるのですが、「11.ご利用の制限」に「(3)公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき」や「(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になるおそれがあるとき」という記載はあるのですが、事前に申請を行い許可を受ける基準というものが、少し不安があります。しっかりした会社で料金さえ払えば、どのような会社も利用することができるということでよろしいのですよね。

事務局

内容を聞き取ったうえで判断をしてまいります。

鶴岡委員 昔、事前にチラシとか広告で宣伝をして、地域の高齢の方が、使われなくなった商業施設に集まる、ということがあり、私はすごく印象に残っています。地域交流センターがそういうところにならないと良いなと思っています。

最後に、公民館運営審議会としてのお願いです。今回の移行によって、営利団体の利用が増え、必ず利用率が上がっていき、人の交流が非常に増えていくのだろうなと期待できる一方で、今までずっと公民館運営審議会として考えている社会教育、地域づくりの拠点という位置付けは継続していただきたいと思っています。くれぐれも単なる貸し館にならないように、お願いいいたします。

佐藤委員 先ほどの質問に関連するのですが、「8. 物品販売等について」のところで、「交流センターでは、物品の販売を行うことができます。ただし、事前に申請を行い、許可を受ける必要がありますのでご注意ください。」とありますが、判断基準はあるのでしょうか。営利目的ではあるけれども、業者とかケースによっては許可をしない場合があるように見受けられますが、今の解釈で合っているのでしょうか。また、仮に営利目的だが許可しない、もしくは非営利目的だけでも許可しないというような場合、許可基準が定まっているのでしょうか。

事務局 利用の制限の部分とあわせまして、表現方法も含め調整させていただければと思います。

白石議長 それでは次に移らせていただきます。協議事項(3)「各課、各課機関から今年度の活動状況と今後の課題について」お願いいいたします。

[生涯学習課長説明](#)

[文化課長説明](#)

[図書館長説明](#)

[金のすず館長説明](#)

[中央公民館長説明](#)

白石議長 ここで質疑応答としたいのですが時間に限りがありますので、ご意見等ありましたら 1 年を総括して報告していただく3月の定例会の時にまた皆様のご意見を伺いたいと思います。

協議事項(4)「その他」について、お願ひします。

伊藤委員 令和 7 年 11 月 15 日土曜日に子どもまつりを開催いたしました。第 22 回子どもまつりは天候に恵まれ、1 万 3000 人ほどの参加者があり、日頃静かなみなと口がにぎやかになりました。私は事務局の主任を 10 年担っておりました。宮崎栄樹前委員長が 4 月に亡くなられたことを受けて代替わりしましたが、前委員長の意思に沿い、何も変わらず行われ、盛大な祭りとなりました。また朝日新聞に非常に注目していただき、千葉版に大きく取り上げていただきました。ぜひ、本日配布いたしました写真集をご覧になっていただければと思います。

石村委員 国税庁と全国納稅貯蓄組合で、税を考える作文というものがあり、今回木更津

市立太田中学校 1 年生の佐藤さんの作文が、千葉県で初めて文部科学大臣賞を受賞しました。私どもも 4 年ほど前から、この地域でたくさんの賞をいただいた方々の作文をフリーマガジンに掲載しております。ぜひ皆さんにもご一読いただいて、すばらしい子ども達の作文にも触れていただけると嬉しいなと思います。

白石議長

以上で協議を終了したいと思います。事務局にお返しします。

事務局

皆様、慎重審議ありがとうございました。それでは令和7年度木更津市社会教育委員会議第3回定例会を終了させていただきます。